

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定に基き、ここに夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を制定する。

1 使用者は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわたつて労働することになつてゐる労働者については、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴い、その日に關する限り、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條の規定又は第四十條に基く命令の規定にかかわらず、労働時間を一時間延長することができる。

2 前項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては、これに対し、労働基準法第三十七條に定める割増賃金を支拂わなければならない。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

労働大臣
内閣総理大臣

理由

夏時刻法の施行に伴い、労働基準法中の労働時間に関する規定との調整を計る必要があるからである。